

戦後学校教育における部活動の位置づけをめぐる議論の課題

—学校経営的側面から捉えて—

鈴木草堂駒

はじめに

「学校経営」は、教育行政学や教育経営学において類似した用語である「行政」「経営」「管理」の概念を明確に区別することでその定義づけが図られてきた。特に「経営」は、教育法規に基づく教育「行政」による学校の「管理」や、学校における「管理」に対しての問題意識を表現しており、「学校経営」は、各学校単位の独自性・主体性の表明を意図していた¹。学校経営について、例えば吉本は、「校長を主経営者とする単位学校の組織と経営を学校経営というのは、法律行為としての問題を対象としているのではなく、事実上の教育活動に関する認識と分析の視点に立つものである」²としている。すなわち、学校経営においては、各学校の実態を踏まえて組織・運営をすることが重要であり、学校の自律性を確立することが求められる。これに関連して、天笠は、特別活動に着目して、その教育的特性に応じた組織化原理に基づいてふさわしい指導組織が形成される必要性を指摘し³、宇留田は、クラブ活動が学校経営学の枠組みにおいて検討されることの妥当性を述べている⁴。とりわけ、学校の自律性を確立する上では、各学校の裁量が大きい事項である教科以外の教育活動を学校経営上に位置づけることは重要であると言えよう。

しかし、教科以外の教育活動である部活動に着目すると、学校経営上に位置づけられず、自律的な学校経営が行われているとは言えない実態が散見される。部活動の場で現象化・重症化する弊害が教員の指摘によって露呈し、社会問題となったことで、総合的なガイドライン⁵が作成され、現在各自治体によって活動規制が図られる中で部活動が実施されている。部活動は、現行の中学校・高等学校の学習指導要領で、教育課程外でありながら学校教育の一環として、教育課程表に含まれる正規の教育活動と関連づけて行われることとされている⁶。そのため、学校によっては部活動について校務分掌に位置づけられない場合は少なくなく、各部の顧問が割り振られるだけに留まる。

こうした状況に対して、部活動に関する研究においては、学習指導要領上部活動の位置づけの曖昧性について指摘しているが、各学校における学校経営上の課題に着目して論じたものは管見の限りない。例えば、内田は、部活動は教育課程外だが学校教育内というグレーゾーンに位置づけられていることで、部活動の過熱化を始めとして様々な問題や矛盾が生じているとした⁷。また、長沼は、教育課程外の活動でありながら学校教育の一環として行うという曖昧さが、部活動の内容・方法・活動時間数において歪んだ実態を生み出していると指摘した⁸。また、神谷は、学習指導要領以外の制度にも着目し、戦後部活動がどのような教育目的のもとで、どのように人的・物的配置が行われたかを歴史的に検証する中で、制度上も学校教育における部活動の位置づけが曖昧であるために、部活動の制度も共通の方針が貫徹されていないことを明らかにした⁹。以上のことを踏まえると、自律的な学校経営の在り方を追求する上で、学校経営的側面から部活動の学校教育における位置づけを検討することは必要ではないだろうか。

そこで本稿では、戦後部活動の学校教育における位置づけに関する議論を学校経営の枠組みから捉え直すことを目的とし、戦後から2000年代までの部活動の位置づけをめぐる議論を整理し、学校経営の観点からはどのような課題が残されているか検討することを課題とする。具体的には、第

一に学習指導要領上の記述を参考にし、部活動が教育内容・計画上学校教育にいかんにか位置づけられたかを示す。第二に、学校教育における部活動の組織・運営上の位置づけについて行われた議論を条件整備に関する内容に触れつつ、整理する。以上を通して、学校経営的側面から捉えた戦後学校教育における部活動の位置づけをめぐる議論の課題を明らかにする。なお、資料は学校教育における部活動の位置づけについて論じた図書を用いるが、本稿では部活動を運動部・文化部を総括して扱うものの、議論の歴史的性質及び先行研究の制約上、運動部を対象とした議論が主となる部分がある点に留意されたい。

1. 教育内容・計画上の位置づけ

(1) 部活動・クラブ活動の区別と関連

本章では、学習指導要領の記述を参考にし、戦後から部活動がいかなる教育内容・計画として位置づけられてきたのかを整理する。ただし、「部活動」という用語が、学習指導要領に記載されたのは、**2008**年中学校及び**2009**年高等学校学習指導要領¹⁰が初めてであり、それ以前の内容に関しては、主に「クラブ活動」という用語によって説明がなされている。それは、表で示すように、「部活動」が教育課程外の活動を指すものであり、「クラブ活動」が教育課程内で正規の教育活動として位置づけられていたということから捉えることができる。

クラブ活動は、**1947**年学習指導要領一般編（試案）の「自由研究」、**1951**年学習指導要領一般編（試案）の「特別教育活動」の中で正規の教育活動として展開されるようになった。その後**1969**年学習指導要領で「特別活動」として必修のクラブ活動が設置されたが、基本的に自治的・自発的な教育活動という性格を持っていた。対して、部活動は自由参加で放課後において実施されたが、クラブ活動と活動内容はほぼ同様であり、週1時間程度のクラブ活動では満足できない生徒は部活動にも参加するという形態がとられた¹¹。**1989**年学習指導要領では、「特別活動」としてのクラブ活動は通年実施することの規定を踏襲したものの、「部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができる」¹²という「クラブ代替措置」がとられ、実践上クラブ活動と部活動の境界線は不鮮明であったと言える。こういった経緯のなかで、**1998**年学習指導要領では、クラブ活動や部活動に関する記載が完全に削除され、クラブ活動の予算も廃止されることとなった。これにより正規のクラブ活動は廃止され、教育課程外の部活動は依然として存在するという状態が生まれた。そして、**2008**年学習指導要領において、初めて教育課程外の部活動が総則で記載されるに至った。

以上のことから言えるのは、クラブ活動は教育課程内であったが、部活動は教育課程外の扱いとされた点で区別されていたということである。しかし、扱いは区別されていたものの、実質的に活動内容について両者は同等で関連があったとみられる。そのため、以下では、クラブ活動を部活動に相当するものとして扱い、教育内容・計画としての位置づけの整理を行う。なお、学習指導要領における呼称に即して、「部活動」と「クラブ活動」の用語を用いる。

(2) 学習指導要領上の記述からみた部活動・クラブ活動の教育内容・計画

文部省試案として発行された**1947**年の学習指導要領一般編（試案）で初めて「自由研究」が登場し、その中でクラブ活動は行われた。植田によれば、「自由研究」は、「教科課程」¹³の中でも「教科」の枠にとらわれない性質を持っていたとされる¹⁴。具体的な内容は、①個人の興味と能力に応じた教科の発展としての自由な学習、②クラブ組織による活動、③当番の仕事や学級委員としての

表 学習指導要領における部活動とクラブ活動の位置づけ¹⁵

仕事で構成された¹⁶。米国の「新教育」の影響を受け、教科の時間内では伸ばし難い児童・生徒の個人の伸長に資し、自発的な活動が行われることを趣旨とし、同好の者が集まり、異学年集団をつくり、活動が進められることが望まれ、例えば、音楽クラブ、書道クラブ、手芸クラブ、スポーツクラブといった組織による活動が示され、選択教科と自由研究を合わせて、年間35～140時間（週1～4時間）が配当された¹⁷。しかし、自由研究として体系化した活動を行う上で、教科教育の延長と考えられる①の内容と教科外の活動である②③を同一線上に並列することには問題があることが、開始一年程度で既に指摘されていた¹⁸。

1951年に学習指導要領一般編（試案）が全面改訂になると、カリキュラムが整理される中で「自由研究」という文言が削除された。その代わりに、教育の一般目標の完全な実現のために、教科の学習では不足している部分を補う「特別教育活動」が導入され、そこにクラブ活動が位置づけられた。「特別教育活動」は、「自由研究」が実施された時代に学校によっては再建された校友会¹⁹が、実質的には含まれていたとされ、それを正規の教科外活動として生徒にとって教育的に意味のある活動として展開するようになったのが始まりであるとされている²⁰。この時のクラブ活動は、「公民としての資質（団体意識、社会意識）の育成」、「社会をつくる能力（秩序の維持、責任の遂行、権利の主張）の育成」がその教育目標とされるなど、従来の運動や趣味、娯楽としての意味合いから、道徳的な教育効果を持つものへと変化した²¹。

1958年学習指導要領では、教育課程に対して法的拘束力を持つようになり、また学校教育活動を4つに区分するという新たな構造（各教科、道徳、特別教育活動、学校行事等）が打ち出されることとなった。ここでクラブ活動は、「特別教育活動」に含まれ、学年や学級の所属を離れて同好の生徒をもって組織されること、共通の興味・関心を追求して、それぞれ文化的、体育的または生産的などの活動を行うものであること、とされた。また、生徒の自発的参加の結果として全校生徒が参加することは望ましいとされ、それを促すような指導をすることの重要性が示された²²。しかし同時に、「特別教育活動」の時間数が、全学年年間35時間へと大幅に削減され、教科外における自治能力育成のための活動は物理的に著しく困難となった²³。

1969年学習指導要領では、「特別教育活動」と学校行事を統一した「特別活動」としてクラブ活動が行われるようになったが、クラブ活動は必修化されたことで全員参加制となり、正規の授業時間内に週一時間程度実施する活動となった。その理由を中野は、「現在の中等教育制度の内外の矛盾を『人的能力の開発』という立場から『余暇の活用』＝『労働力の再生産』という意図において吸

学習指導要領の改訂年 (実施年度)		教育課程における位置づけ	
中学校	高等学校	教育課程外	教育課程内
1947【試案】	1947【試案】	部活動	自由研究
1951【試案】	1951【試案】	部活動	クラブ活動（特別教育活動）
1958(1962)	1960(1963)	部活動≒クラブ活動（特別教育活動）*1	
1969(1972)	1970(1973)	部活動	クラブ活動（特別活動）※必修
1977(1981)	1978(1982)	部活動	クラブ活動（特別活動）※必修
1989(1993)	1989(1994)	部活動【クラブ代替措置*2】 ⇒クラブ活動（特別活動）※必修	
1998(2002)	1999(2003)	部活動	—
2008(2012)	2009(2013)	部活動	—
2018	2019	部活動 ※教育課程との関連を図る*3	—

*1：クラブ活動は実質的に部活動に吸収され、消滅した。*2：部活動の時間がクラブ活動に代替することができた。*3：部活動は教育課程外の位置づけだが、教育課程表に含まれる正規の教育活動との関連を図ることが記載された。

取していくことをねらったと考えられる」²⁴としている。その他、宇留田は、クラブ活動が一部の生徒による活動となったことによる弊害が生まれたと指摘し²⁵、神谷は、部活動顧問が指導をする際に時間外労働を伴い、その問題を解消することに狙いがあったことを示唆している²⁶。総じて、この時期は生徒の自発的参加よりも、全員参加が強調されたとみられる。

1977年学習指導要領では、「知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒の育成」や「ゆとりある学校生活」が重視され、各学校の裁量の時間である「ゆとり」の時間内の「特別活動」としてクラブ活動が行われていた。しかし、この時期の学習指導要領では「自治的・自発的活動」という文言は削除されていたことに加え²⁷、少年非行の社会問題化の背景もあり、非行防止の手段という側面が強まった。

1989年学習指導要領では、クラブ活動は生徒の自発的・自治的な活動として展開されることが再び記載され、その内容は、文化的・体育的・生産的・奉仕的活動とされた²⁸。そして、1998年学習指導要領のクラブ活動の廃止以降は、同様の内容の活動は部活動の中に継承されることとなった。

2008年学習指導要領では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」²⁹と示された。この基本的内容は、新たに告示された2018年学習指導要領でも踏襲され、持続的な運営体制が整えられることの旨が付記されたという微修正に留まった³⁰。

以上のように、部活動は、生徒の自治的・自発的な活動として出発したが、時代の変化に伴って道徳的な教育効果が期待されたり、実質的に幅広い生徒指導の手段としての意味が付与されたりするなど、教育内容・計画としての位置づけは多義的になっていった。とりわけ、学習指導要領が法的拘束力を持つようになった1958年以後はその性格と原理的な自発的参加との矛盾もあり、さらに教育内容・計画上の位置づけは曖昧なものとなったとみられる。

2. 組織・運営上の位置づけ

(1) 各学校における部活動・クラブ活動の組織編制

前章で述べたように、戦後から部活動とクラブ活動の活動内容はほぼ同様のものではあったが、組織としては別々の存在として併存し、双方の学校組織上の位置づけは様々であった。以下では、クラブ活動の①「自由研究」時期（1947～1951）、②「特別教育活動」時期（1951～1972）、③「特別活動」時期（1972～2002）に区分して、部活動・クラブ活動の組織編成について検討していく。

まず、クラブ活動の「自由研究」時期では、午後の2時間を学年や学級の枠を超え、場合によっては放課後までまたがって実施する学校があった。他方では、自由研究を生徒の自治活動として捉え、自治会を組織し、その中に体育部や文化部を置くことで学校組織に位置づけてクラブ活動を実施する学校もあった。その他、部活動としての校友会の再建も進み、生徒の自主的活動として校友会の中に部活動を組織した学校、生徒会組織に文化委員会と運動委員会を設置し、外部からのクラブ指導者を認可した学校、運動部のみ部活動として生徒会組織に、文化部は自由研究におけるクラブ活動として行う学校があった³¹。

次に、クラブ活動の「特別教育活動」時期では、学校教育として活動が積極的に体系化されない状況が散見された。各学校ではクラブ活動に参加しない場合があることや教科の補習授業、部活動となっている現状もあるなど、クラブ活動は実質上部活動に吸収されて消滅し、空洞化した³²。これに対して、宮坂は「生徒の自由に委ねられた活動に過ぎなかつたものを教育の獨自な分野として認め、これを體系あるものにしようとする」となつたその時をもつて限界とすべきと考える」³³と指摘している。したがって、この時期は部活動とクラブ活動の区別を図ることもなく、正規的教育活動である特別教育活動としてのクラブ活動の組織編制すら不十分な状態であった。

クラブ活動の「特別活動」時期においては、教育活動としては同質のものであると扱うが授業時間内で行うクラブ活動と放課後行う部活動を活動時間帯で区別する学校が存在する他、生徒も教師も打ち込む対象としての「部活動」と、遊びとしての「クラブ活動」を、目的を区別することで双方を別々の組織編制の下で行う学校があった³⁴。1970年代後半頃には、各学校を概観すると、4通りの組織編制の仕方があった。それは、(a)部活動とクラブ活動を両方実施する編制、(b)部活動の内1コマを全員参加のクラブ活動とする編制、(c)クラブ活動を実質的に廃止し、部活動を全員参加制にした後、部活動の時間の1コマを形式的にクラブ活動に充てる編制、(d)部活動を廃止し、クラブ活動のみを実施する編制であった³⁵。

以上のように、正規的教育活動であるクラブ活動と教育課程外である部活動の境界線は学校における実際の運用場面においても不明瞭であり、また各学校によって組織編制における部活動の位置づけは異なっていた。

(2) 部活動指導の担い手

部活動の組織・運営上の位置づけに関する議論は、部活動指導の担い手という側面からも捉えることができる。当初部活動は生徒の自治が基調とされたが、指導者として教員の関与が増し、ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」(1966)では、教育課程外の活動における教員の負担が問題とされた。1970年には日本教職員組合「教職員の労働時間と賃金の在り方」の中で運動部活動は社会体育に含まれる活動であるとの認識が示され、組合は手当の支給を要求した。さらに、部活動指導中の事故についての問題も挙がり、その場合の責任の所在は教員にあるとされた。しかし、支給される手当の改善はみられず、そのまま続行されたため、部活動運営の持続可能性が危ぶまれた³⁶。

例えば、熊本市立藤園中学校で発生した柔道部員の事故を教員による注意義務違反とした熊本地方裁判所の判決(1970年7月20日)では、「顧問の技術指導能力をもつことが前提条件とされているので、現場の学校行政的視野から種々の問題点が存する」³⁷とされた。しかし、教員免許取得においては部活動指導に関する学習等経験が要件とされないため、教員は部活動指導のための力量形成が図られることなく部活動指導に当たることとなり、指導上の専門的知識や技術の保障が困難であった。こうした状況に鑑みて、部活動は学校外(社会教育)が担うものとしての認識のもと、学校から地域へと活動の拠点を切り替える自治体が生まれていった。特に、上述の判決を受けて地域移行化が推進された熊本県では、部活動は教員の勤務時間内に制限し、それ以降は別途会費を徴収したスポーツクラブとして教員や一般社会人をコーチに雇い、実施した³⁸。

しかし、1978年に日本学校安全会の災害共済給付制度が大幅に改善したことにより、より充実した日本学校安全会の災害給付制度を受けるため、結果的に教員は社会教育としてのスポーツクラブの指導に当たるのではなく、学校教育としての部活動の指導に当たることとなった³⁹。先の熊本県では、社会体育化したクラブで指導が過熱し学業が疎かになるなど、指導者の教育的配慮のなさが問題視され、その他1980年代に社会問題化した生徒の非行防止の手段として部活動の見直しと再評価が行われ、結局のところ部活動の地域移行は失敗に終わったとされている⁴⁰。

以上のように、部活動では依然として教員が指導することが慣例となっていたが、部活動指導における問題が残されたままだったため、指導者の雇用形態や事故発生時の責任の内容も含めて指導の在り方が見直され、それが一層可能となる条件整備策が採られることが必要とされた。各自治体で外部指導者の積極的な雇用が推進され、例えば愛知県名古屋市は1986年度から「部活動外部指導者派遣事業」を行った⁴¹。

1990年代頃は、部活動の過剰な活動時間と管理主義的な実態に対する批判により、学校教育の一環としての部活動の位置づけやその在り方が論点として挙げられた。そして、生涯スポーツの考えとの関連の中で、多くの生徒が参加し続けられることが模索されることとなった⁴²。生涯スポーツ

はユネスコの成人教育推進国際委員会が 1965 年に提唱した「生涯教育」に由来しており、後に臨時教育審議会が「生涯学習」という概念によって、学習者自身の自由な意志に基づいて、学校や社会の中で意図的・組織的に行われる、スポーツ活動、文化活動、趣味・娯楽、ボランティア活動、レクリエーション活動を含む学習活動として広く捉えられるようになった。生涯スポーツの考えが広まる中で、いつでもどこでもスポーツができるためには、多様なニーズに即した形態や内容を用意する必要性が高まり、各地域で総合型地域スポーツクラブを設置し、その育成が求められた⁴³。このように、学校教育の枠を超えて、地域と連携して取り組むことが求められたものの、総合型地域スポーツクラブは部活動と互換するものとはならず、依然として部活動は継続された。

2000 年代以降は、従来から学校教育法で禁止されている体罰事案が部活動中に発生したことで、部活動指導をする教員による体罰事例の責任の所在は学校にあり、部活動は学校教育としての位置づけられるものという認識がより一層強く表れた。体罰事案を受けて、体罰禁止の徹底や懲戒と体罰の区分等についての通知⁴⁴が出されるほか、教育再生実行会議第一提言で「体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し、成長を促す部活動指導ガイドラインの策定」⁴⁵が示された。これにより「運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議」が設置され、「運動部活動での指導ガイドライン」(2013 年 5 月)を含めた調査研究報告書が取りまとめられた。同報告書では、「運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に運動やスポーツを行うものであり、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たし、様々な成果をもたらしています」⁴⁶と記され、部活動の教育的意義や、部活動を通してスポーツを行うことは豊かな学生生活の実現にも寄与することが示された。

以上のように、部活動指導に当たる教員の給与や生徒に対して専門的指導を施すための制度的保障、事故における補償等の課題が残されながらも、社会的要求への応答として教員が部活動指導を行い、その責任も問われてきた。そして、学校を拠点に主に活動が行われてきたものの組織は体系化されてこなかったため、部活動指導の担い手は集団としての教員というより個々の教員であり続けてきたと言える。そのため、個々の教員が部活動指導の担い手として持続的な運営をいかにやっていくかが、運営上の位置づけに関する議論に影響してきたとみられる。

おわりに

本稿では、学校の自律性を概念として保持した「学校経営」の視点から、戦後学校教育における部活動の位置づけに関する議論を内容ごとに、教育内容・計画上の位置づけと組織・運営上の位置づけに整理した。そこから明らかになったのは、教育内容・計画上の位置づけは多義的であり、特に学習指導要領が法的拘束力を持ったことで曖昧化したことである。また、組織・運営上の位置づけについては、①組織上の位置づけは各学校の捉え方によって異なり、多様であったこと、②運営上の位置づけは、部活動指導の担い手であった個々の教員による運営の可能性によって左右されていたことが明らかになった。つまり、部活動の教育内容・計画が体系化されなかった上に、学校ごとに千差万別で不十分な組織編制がなされ、部活動指導の担い手は個々の教員であり続けることとなり、概して戦後学校経営上の部活動の位置づけについては論じられてこなかったとみられる。

以上のことから、学校経営的側面から捉えた戦後学校教育における部活動の位置づけをめぐる議論の課題は次のように指摘できる。第一に、教育内容・計画と組織・運営を併せ、共通の理念の下で部活動の学校教育における位置づけについて議論されてこなかった点である。学校教育において部活動を実施する上では、どのような目的の下で、いかなる内容の活動が行われるかが計画され、それが継続的に実践されるため機能する組織が形成され、運営がなされる必要がある。しかし、上述のように、これまで学校教育における部活動の位置づけについて論じられた範囲では、教育内容・

計画と組織・運営が共に相互関連のある営みによって実施されるものとして捉えられず、別々の論理の中で議論されてきたと指摘できる。実践上、自律的な学校経営を行うためには、部活動の学校経営上の位置づけが明確になるよう、教育内容・計画と組織・運営に関する内容を一貫した論理の中で、共通の理念に基づいて議論する必要がある。

第二に、第一の課題を踏まえて、部活動を学校で実施する場合に、各学校が学校経営上部活動の位置づけを明確にし、体系化させるための議論が必要であるという点である。それは、部活動指導の担い手が、集団としての教員ではなく、個々の教員であり続けたことや、歴史的にクラブ活動と部活動の差異をめぐって、それらの位置づけに関して各学校での議論が十分ではなかったことから言うことができよう。各学校によって教育課程編成が行われる中、部活動・クラブ活動は学校教育においていかなる教育活動として位置づけるか、どのような組織・運営の下で活動を継続させるかについての議論は、量的・質的にある程度到達するものが生まれてこなかった。それゆえ、学校の自律性を確立する上では、各学校単位でそれぞれの実態を踏まえて議論を十分に行う必要がある。

しかしながら、本稿ではなぜ部活動の学校経営上の位置づけが議論されず、曖昧なまま行われてきたかに関して論じることができなかつたため、それについては今後の課題としたい。

〔注〕

- 1 平沢茂「学校経営研究の現代的課題—『学校経営』概念の検討を通して」大塚学校経営研究会編『学校経営研究』第1巻、1976年、115頁。
- 2 吉本二郎『学校経営学』国土社、1965年、106頁。
- 3 天笠茂「特別活動の指導組織に関する一考察」大塚学校経営研究会編『学校経営研究』第7巻、1982年、45-55頁。
- 4 宇留田敬一「クラブ活動組織の基礎的研究」、大塚学校経営研究会編『学校経営研究』第4巻、1979年、1-14頁。
- 5 スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」2018年3月、文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」2018年12月。
- 6 文部科学省「中学校学習指導要領」2008年、文部科学省「高等学校学習指導要領」2009年。
- 7 内田良『ブラック部活動—子どもと先生の苦しみに向き合う』東洋館、2017年。
- 8 長沼豊『部活動の不思議を語り合おう』ひつじ書房、2017年。
- 9 神谷拓「運動部活動の教育制度史」友添秀則編『運動部活動の理論と実践』大修館書店、2016年、69-82頁。
- 10 なお、中学校と高等学校では学習指導要領の改訂年及び実施年度が若干異なるが、記載内容はいずれも同様とみなせるため、以下では中学校学習指導要領の改訂年及び実施年度で記述する。
- 11 吉本二郎、小林一也編『〔現代学校教育全集第10巻〕クラブ・部活動』ぎょうせい、1979年、9頁。
- 12 文部科学省「中学校学習指導要領」1989年。
- 13 教科課程は、「どの学年でどういう教科を課するかをきめ、また、その課する教科と教科内容との学年的な配当を系統づけたもの」と定義された（文部省「学習指導要領一般編（試案）」1947年、11-12頁）。
- 14 植田健男「教育課程経営論の到達点と教育経営学の研究課題」日本教育経営学会編『日本教育経営学会紀要』第51号、2009年、38頁。
- 15 内田良『教育という病—子どもと先生を苦しめる「教育リスク」』光文社新書、2015年に示された図を参考にして作成。小学校学習指導要領の内容は表記せず1958年中学校及び1960年高等

- 学校学習指導要領以前の情報と注釈を追加し、括弧内の内容と表記の仕方を修正した。
- 16 川合章・城丸章夫編『講座日本の教育 5 教育課程』新日本出版社、1976年、284頁。
 - 17 仁木幸男・森部英夫「戦後の中学校部活動史」群馬大学教育学部編『群馬大学教育学部紀要 人文・社会科学編』第55巻、2006年、217頁。
 - 18 川合・城丸、前掲書、284頁。
 - 19 校友会は、1890年代に結成された学校公認の「部」の連合組織である。戦前校友会は教職員、生徒、卒業生等で組織され、文芸部と運動部に分けられた部ごとに自主的活動が展開され、中学校同士の学力競争と並んで校威の発揚に大いに力があつた。戦後は教職員や卒業生を除いた生徒のみで自治的に組織された自治会や生徒会であり、生徒の自主的活動や自治訓練が重視された。
 - 20 宮坂哲文編『特別教育活動叢書中学校編 1巻 特別教育活動・生徒会』明治図書出版、1952年、19頁。
 - 21 仁木・森部、前掲、222頁。
 - 22 文部省「中学校学習指導要領」1958年、278-279頁。
 - 23 川合・城丸、前掲書、286頁。
 - 24 川合・城丸、前掲書、292頁。
 - 25 宇留田敬一『教育外大全集 32 特別活動論』第一法規、1981年、151-152頁。
 - 26 神谷拓『運動部活動の教育学入門—歴史とのダイアログ』大修館書店、2015年、62頁。
 - 27 文部省「中学校学習指導要領」1977年。
 - 28 文部省「中学校学習指導要領」1989年。
 - 29 文部科学省「中学校学習指導要領」2008年。
 - 30 文部科学省「中学校学習指導要領」2018年。
 - 31 仁木・森部、前掲、217頁。
 - 32 仁木・森部、前掲、223-224頁。
 - 33 宮坂、前掲書、22-23頁。
 - 34 仁木・森部、前掲、227頁。
 - 35 仁木・森部、前掲、229-230頁。
 - 36 中澤、前掲書、118頁。
 - 37 中山克彦、河内貞夫、藤井浩二「クラブ活動における体育事故の一検討」宇部工業高等専門学校編『宇部工業高等専門学校研究報告』第26巻、1980年、86頁。
 - 38 中澤、前掲書、119頁。
 - 39 中澤、前掲書、120頁。
 - 40 中澤、前掲書、130-132頁。
 - 41 大勝志津穂「部活動における地域の人材活用方法—名古屋市の部活動外部指導者の取り組みについて」愛知東邦大学編『東邦学誌』第40巻第1号、2011年、38頁。
 - 42 中澤篤史『運動部活動の戦後と現在—なぜスポーツは学校教育と結び付けられるのか』青弓社、2014年、134頁。
 - 43 中澤、前掲書、136頁。
 - 44 文部科学省「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）」2013年1月、文部科学省「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」2013年3月。
 - 45 教育再生実行会議「いじめ問題等の対応について（一次提言）」2013年2月、6頁。
 - 46 文部科学省「運動部活動での指導ガイドライン」2013年5月。